

伊賀市空き家バンク登録情報を公開している空き家（または公開を誓約する空き家）、宅地建物取引業者と媒介契約を結んだ空き家（または媒介契約を結ぶことを誓約する空き家）、解体工事を行う予定の空き家を対象に、家財道具の処分等に対する補助を予算の範囲内で行います。

## 1. 補助対象チェック

次のチェック項目がすべて✔がある場合は補助対象者となります。

- 空き家（居住を主たる目的として伊賀市内に建築された個人が所有する建物及び附属する建物で、現に居住していない、又は居住がなされなくなる日が決まっている建物）に放置された家財等（その空き家内に使用されず放置された状態の家具及び家電製品等）を処分するのに要する経費である。
- 申請者は、個人の空き家の所有者又はその相続人並びに相続財産管理人など、空き家に係る所有権を有する者である。
- 申請者は(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する。
  - (1)補助金申請前に伊賀市空き家バンク制度に関する要綱に基づくバンク登録情報の公開を誓約する者。又はすでにバンク登録情報の公開をしており、成約後物件の引き渡しまでに家財等を処分することを誓約する者。
  - (2)補助金申請前に宅地建物取引業者と媒介契約を結ぶことを誓約する者。又はすでに宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいる者。
- 一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者による収集により家財等を処分する場合、その業者は伊賀市内に事務所がある。家財等廃棄物の種類（一般廃棄物か産業廃棄物か）に応じて許可を受けた業者に依頼しているか。※要綱第2条第3号の家財等に限る。
- 家財処分の工期が1月末日までに完了予定である。
- 申請者は市税を滞納していない。
- 補助金を申請しようとする者及びその同居家族が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。

## 2. 補助対象経費と補助額 ※補助金の交付は、補助対象者（同一世帯の者を含む）1人につき1敷地1回限り<補助対象経費>

(A)業者（一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者）に依頼する場合

(B)エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など（特定家庭用機器再商品化法に指定された家電製品）の引き取りを行う場合

(A)と(B)それぞれの補助対象経費の額の合計額の2分の1（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(C)市の清掃施設に直接持込処分する場合

補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

<補助額> (A) (B) (C)合計額 単独でも組合せでも合計が上限を越えなければ可

**バンク登録情報を公開している空き家（または公開を誓約する空き家）は上限10万円、それ以外は上限5万円です**

## 3. 市内ごみ処理施設

市内ごみ処理施設は一般廃棄物のみの受け入れが可能です。ごみ処理ルールを守って搬入して下さい。

●搬入できる地域（上野、島ヶ原、いが、阿山、大山田管内）

☆さくらリサイクルセンター 伊賀市治田3547-13 ☎0595-20-9272

50キログラム以下は500円で、50キログラムを超える場合は50キログラム増すごとに500円加算します。

☆不燃物処理場 伊賀市西高倉4631 ☎0595-23-8991

搬入車両の最大積載量100キログラムにつき500円を乗じた額とします。

●搬入できる地域（青山管内）

☆伊賀南部クリーンセンター 伊賀市奥鹿野1990 ☎0595-53-1120

10キログラムごとに120円必要です。

## 4. ごみの分別方法と種類

「資源・ごみ分別ガイドブック」に従い分別して搬入して下さい。市HP又はQRコードをご利用下さい。

資源・ごみ分別ハンドブック



(青山以外)  
北部版



(青山管内)  
南部版

伊賀市ごみ分別アプリ

iPhone (アイフォン)

Android (アンドロイド)



※対応バージョン：iOS 5.1.1以降、Android 2.3以降

※スマートフォンで資源・ごみ分別ハンドブックをご覧いただく場合はダウンロード（DL）容量にご注意下さい！